

高山赤十字病院の「身体拘束等適正化のための指針」に基づき、当院の方針、取組、および体制は以下のとおりです。

1. 身体拘束に関する当院の方針

- **当院の理念:** 身体拘束は、患者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。当院は患者一人ひとりの尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように身体拘束・抑制についての基本的な仕組みを見直し、運営します。
- **原則禁止:** 身体的・精神的影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急時や安全性が確保できないと医学的に判断された場合をのぞき原則として実施しません。患者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他患者の行動を制限する行為を禁止します。

2. 身体拘束禁止に向けた具体的な取組

身体拘束を安易に行わないよう、以下の姿勢で取り組んでいます。

- **3原則に基づく評価:** 医師、看護師、その他関係職種間で適応要件を検討し、アセスメントに基づいて判断します。
- **原因の探求と除去:** 医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション他チームメンバー間で原因について検討し、その除去に努めます。
- **代替方法の検討:** 点滴やチューブ類の必要性、安静度の拡大、生活リズムの確立など、**回避・軽減(代替)方法**を検討します。
- **一時的な実施(限定実施):** 身体拘束は継続的に実施されるものではありません。一時的に行うこととし、期間を定め、定期的なアセスメントを行い、**身体拘束解除に向けて取り組みます。**
- **職員への教育:** 全職員を対象とした身体拘束に関する教育研修を開催しています。

3. 身体拘束適正化のための体制

- **身体拘束最小化チームの設置:** 医師、看護師、薬剤師、作業療法士、事務などの多職種で構成されるチームを設置しています。このチームは、院内の身体拘束の適正化を目指すための取り組みの確認や改善を検討し、身体拘束解除に向けた検討を行います。
- **多職種連携:** 必要に応じて、院内の専門チーム(緩和ケアチーム、オレンジリングチーム(認知症)、3Dチーム(うつ・せん妄・認知症)など)に相談し、連携して対応します。
- **記録と周知:** 院内の身体拘束率を含む情報を医療ケアに従事する職員に周知し、体制の維持・強化に努めています。

4. 身体拘束率の推移

年月	R7.11月	R7.12月	R8.1月	R8.2月	R8.3月	R8.4月
病院全体	4.20%	4.19%	4.30%	4.33%	6.41%	6.33%
地域包括ケア病棟	0.09%	1.13%	1.53%	0.00%	0.00%	0.00%